


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	児童福祉法施行細則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>児童福祉法施行細則の一部改正により、東京都の助産の実施に係る徴収基準金額が改正となった。これに伴い、東大和市助産の実施に関する規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 別表C階層の項中「2,800円」を「4,200円」に、「5,400円」を「6,600円」に改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 C階層の世帯が助産を実施した場合の費用の自己負担は増加するが、過去5年においては実施の実績がないため、影響は概ね小さいものと見込まれる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。